



神環環自第 1055 号
平成 30 年 2 月 2 日

神戸の石炭火力発電を考える会
代表幹事 久保 はるか 様

神戸市環境局長



公開質問状への回答について

平素は神戸市の環境行政にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、平成 30 年 1 月 18 日付文書にて頂いた計 3 通の公開質問状について、下記のとおり回答いたします。

記

I 神戸製鋼所・コベルコパワー神戸と神戸市の間の環境保全協定の速やかな見直しについて（公開質問状）

質問：環境保全協定の見直しにかかる市の方針について

回答：

現在、高炉跡地に建設が計画されている火力発電所については、法に基づく環境アセスメント手続きが進められています。大都市近傍の発電所であることから、これまで、環境アセスメント手続きにおける市長意見として、既設の発電所、製鉄所及び本計画の発電所を合わせた大気汚染物質の総排出量等については、少なくとも本市と締結している環境保全協定の協定値を上回ることのないよう、環境保全対策に万全を期することなど、国が求める要件以上の意見を申し入れてきたところです。

協定の見直しについては、更に、事業場全体として可能な限り環境負荷を低減するよう求めいく方針であり、事業者と合意形成に向け協議を行ってまいります。

II 「神戸市環境モデル都市アクションプラン」等の改訂に関する要望書及び公開質問状

質問：2017年10月12日付で市に提出した要望書についての検討結果について

(参考) 2017年10月12日付要望書の内容

- ・「神戸市環境モデル都市アクションプラン」や、「環境貢献都市 KOBE プロジェクト MAP」から、石炭火力にかかる記載を削除すること。

回答：

環境モデル都市アクションプランでは、取組方針のひとつに「ベストバランスエネルギー都市“こうべ”」を掲げ、「多様なエネルギーのバランスの取れた活用を神戸市全体で実践し、エネルギーセキュリティが高いまちKOB Eとして国内外に発信することで、エネルギー消費が集中する大都市における新たな自立・分散型エネルギー社会」を実現することとしております。

その実現に向けて、太陽光発電やごみ発電の導入促進、家庭用燃料電池（エネファーム）の普及促進など、40 の具体的な取り組みを掲載しておりますが、石炭火力発電はその中に含まれておらず、多様なエネルギー源を擁する本市の現状を示す事例の一つとして記載しているものです。

環境貢献都市プロジェクトMAPでは、民間事業者も含めた本市における多様なエネルギーを紹介する中で、その一例として石炭火力発電を掲載しておりますが、本市の取り組みをより分かりやすくご紹介できるよう、表現を検討してまいります。

III 神戸製鋼所・神戸製鉄所火力発電所（仮称）建設計画と二酸化窒素の環境基準の関係について（公開質問状・補足修正版）

質問：

灘浜局、六甲アイランド局及び住吉南局においては、NO₂のバックグラウンド濃度（1時間値の1日平均値）が、恒常に 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内にあり、したがって、この地域は、環境基準告示により、現状非悪化が要請される地域であるという認識を持っておられるか。

回答：

二酸化窒素に係る環境基準は、昭和53年7月11日環境庁告示第38号（以下、「告示」）で「1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること」と定められています。また、告示では、「1時間値の1日平均値が 0.06ppm を超える地域にあっては、1時間値の1日平均値 0.06ppm が達成されるよう努めるもの」とする地域と、「1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるもの」とする地域に区分され、それぞれ

の地域において、環境基準の達成又は維持に努めるものと定められています。

二酸化窒素に係る環境基準に基づく地域区分は、昭和 54 年 8 月 7 日環境庁大気保全局長通知第 310 号において定められており、神戸市は「1 時間値の 1 日平均値が 0.06ppm を超える地域」と定められています。これ以降、神戸市の地域区分は変更されておりません。

なお、神戸市内の二酸化窒素濃度は減少傾向で推移しており、平成 13 年度以降、市内全ての一般環境大気測定局において二酸化窒素に係る環境基準を達成しております。今後とも、市内の大気環境の保全のために、様々な施策を実施してまいります。

質問：

現状非悪化が要請される地域に、大規模な大気汚染物質（窒素酸化物を含む）の固定排出源を建設することは基本的に許されない、と考えておられるか

回答：

大規模な煙発生施設を設置する場合、環境アセスメントの対象規模以上の施設（排出ガス量が 4 万 m³以上／時）であれば、まずは環境アセスメント手続きの中で、事業に起因する環境影響に関して、事業者が適切に調査・予測・評価を実施することを求めます。

その評価等について神戸市環境影響評価審査会にてご審議頂いた上で、事業者に対する神戸市長意見等、様々な機会をとらえて、周辺環境への影響を可能な限り回避・低減するための措置を求めてまいります。

質問：

2017年12月28日に開催された兵庫県環境影響評価審査会に提出された「神戸市による検証の概要」（資料2）において、

- ・「灘浜測定局…の平成28年度の測定結果は、「二酸化硫黄」「二酸化窒素」「微小粒子状物質（PM2.5）」といった代表的な大気汚染物質について、環境基準…を達成している」。
 - ・「今年度の灘浜測定局の測定結果についても、…現時点で問題となる数値は確認されていない」。
- との記述があるところ、私たちは、上記のとおり、この記述は市民に誤解を与えるという観点から不適切ないし不十分であり、訂正ないし補足が必要であると考えていますが、資料2について訂正をするお考えがあるか。

回答：

平成 29 年 10 月 8 日に発覚した㈱神戸製鋼所による品質データ改ざん問題を受けて、県市が連携して、環境アセスメントの資料に関するデータ検証を行ってきました。

その他、神戸市では、㈱神戸製鋼所からの排出ガスや排出水を監視している市の責任として、改めて㈱神戸製鋼所へ立入調査を行い、過去 3 年分の排出ガスや排出水の測定記録等を精査した結果、測

定記録等に関して不適切な処理が行われていないことを確認いたしました。

併せて、神戸市が常時監視している市内 15 か所の一般環境大気測定期の測定結果について改めて確認いたしました。特に、灘浜測定期は株神戸製鋼所の近傍（西北西約 0.8km）に立地しており、影響を受けやすいと考えられることから、測定結果を重点的に確認いたしました。

上記の検証及び確認結果について、同年 12 月 28 日の兵庫県環境影響評価審査会において、資料 2 として報告いたしました。資料 2 の記載内容に関する市の見解は下記のとおりです。

①「環境基準を達成している」との記載について

二酸化窒素に係る環境基準は、告示で「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること」と定められており、環境基準の評価方法は、昭和 53 年 7 月 17 日環境庁大気保全局長通知第 262 号の中で、「年間における二酸化窒素の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するものが 0.06ppm 以下の場合は環境基準が達成され、1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm を超える場合は環境基準が達成されていないものと評価することと定められています。

このように、国が示した統一的な評価方法にて判断した結果、灘浜測定期では、平成 28 年度に二酸化窒素に係る環境基準を達成している、と記載いたしました。

なお、神戸市内の二酸化窒素濃度は減少傾向で推移しており、平成 13 年度以降、市内全ての一般環境大気測定期において二酸化窒素に係る環境基準を達成しております。

②「現時点で問題となる数値は確認されていない」との記載について

資料 2 では、「今年度の灘浜測定期の測定結果についても、他の測定期における測定結果と比較して、現時点で問題となる数値は確認されていない。」と記載しております。

本市では市内 15 か所の一般環境大気測定期における測定状況をリアルタイムで監視しており、今年度の灘浜測定期における測定結果を見る限り、他の測定期における測定結果と比較して異常な値を示していなかったため、資料 2 において、「現時点で問題となる数値は確認されていない。」と記載いたしました。

連絡先

(環境保全協定・環境モデル都市アクションプランについて)

環境貢献都市課 TEL(078) 322-5301

(二酸化窒素の環境基準について)

自然環境共生課 TEL(078) 322-5312